

甲賀市熱中症予防のための「クーリングシェルター」「涼み処」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」）および暑さをしのぐ施設（以下、「涼み処」）として、市内の公共施設や商業施設等、市民に冷房の入った身近な施設を開放することにより、暑さを避ける場所を確保するとともに、市民その他の者への熱中症予防対策の普及啓発の場とすることを目的とする。

(実施期間)

第2条 熱中症警戒アラートが発表される期間（毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日）とする。ただし、各施設の状況により前後することも可能とする。

(「クーリングシェルター」の施設基準)

第3条 施設基準は、次に掲げるとおりとする。なお、開放時間は施設の稼働時間とする。

- (1) 適切な冷房施設を有すること。
- (2) 滋賀県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民等に無料開放すること。
- (3) 施設情報を市のホームページ等に掲載、公表することに同意すること。
- (4) 利用者への周知のための表示物を施設の見やすい場所に設置できること。
- (5) 熱中症予防のためのポスターの掲示やチラシの配架に可能な限り協力できること。
- (6) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。ただし、市の所有する施設にあたっては、この限りでない。

(「涼み処」の施設基準)

第4条 施設基準は、次に掲げるとおりとする。なお、開放時間は施設の稼働時間とする。

- (1) 適切な冷房施設を有すること。
- (2) 滋賀県内に熱中症特別警戒情報の有無関わらず、当該施設を市民等に無料開放すること。
- (3) 施設情報を市のホームページ等に掲載、公表することに同意すること。
- (4) 利用者への周知のための表示物を施設の見やすい場所に設置できること。
- (5) 熱中症予防のためのポスターの掲示やチラシの配架に可能な限り協力できること。

(登録申請)

第5条 当該施設への登録を申請する者は、甲賀市クーリングシェルター・涼み処登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録等)

第6条 市長は前条の申請があった時は、その内容を審査し、第3条または第4条に規定する施設基準を満たしていると認めるときは、当該施設をそれぞれ「クーリングシェルター」または「涼み処」として登録する。

2 登録の有効期間は、指定した日から翌年の3月31日までとし、期間満了までに廃止の申出がない場合には、本指定の有効期間を期間満了日から1年間更新するものとする。また、その後も同様に更新するものとする。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定により「クーリングシェルター」または「涼み処」の登録をしたときは、当該施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を市ホームページ等で公表するものとする。

(開放、運営及び費用負担)

第8条 「クーリングシェルター」および「涼み処」の開放、運営は設置者が行うとともに、それに係る経費は設置者の負担とする。ただし、表示物や、熱中症予防対策の普及啓発に係るポスターやチラシは市が準備する。

(登録の廃止)

第9条 市長は、登録施設が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、「クーリングシェルター」および「涼み処」の登録を廃止するものとする。

- (1) 第3条または第4条に規定する設置基準に適合しなくなったとき。
- (2) 登録解除の申出があったとき
- (3) その他市長が登録を廃止することが適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、「クーリングシェルター」および「涼み処」の実施に対し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。